

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>改正日の変更</p>	<div data-bbox="1249 352 1543 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 20px;"> 取扱注意 No. </div> <div data-bbox="368 785 1466 856" style="text-align: center;"> <h2>水道工事積算基準及び標準歩掛表</h2> </div> <div data-bbox="679 1014 1154 1062" style="text-align: center; color: red;"> <p>令和3年4月1日改正</p> </div> <div data-bbox="739 1766 1092 1814" style="text-align: center;"> <p>神奈川県企業庁</p> </div>	<div data-bbox="2504 367 2798 474" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 20px;"> 取扱注意 No. </div> <div data-bbox="1623 737 2721 808" style="text-align: center;"> <h2>水道工事積算基準及び標準歩掛表</h2> </div> <div data-bbox="1935 966 2410 1014" style="text-align: center;"> <p>令和2年4月1日改正</p> </div> <div data-bbox="2006 1703 2338 1751" style="text-align: center;"> <p>神奈川県企業庁</p> </div>

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																																																																																	
<p>実務必携の改定に伴い改正</p> <p>実務必携の改定に伴い改正</p>	<p>第3節 間接工事費の積算</p> <p>3-2 共通仮設費</p> <p>3-2-3 運搬費</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>ア 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(ア) 共通仮設費率に含まれる運搬費</p> <p>a 質量20t未満の建設機械、及び器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、作業車（PC橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬（分解・組立を含む）</p> <p>(3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>表3-2-3-2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" data-bbox="341 863 1457 1411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>規格 (t積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除雪ドーザ (クローラ型)(普通)</td> <td>21t</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>21.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板V_L・VI_L・Ⅱ_W・Ⅲ_W・ Ⅳ_W型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・ エアコンプレッサ搭載)</td> <td>吹付範囲半径7m級・ 吐出量8~22 m³級</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備考	速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00		除雪ドーザ (クローラ型)(普通)	21t			R	21.90		スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V _L ・VI _L ・Ⅱ _W ・Ⅲ _W ・ Ⅳ _W 型用			R	37.90		コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・ エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・ 吐出量8~22 m³級			R	22.00		<p>第3節 間接工事費の積算</p> <p>3-2 共通仮設費</p> <p>3-2-3 運搬費</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>ア 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(ア) 共通仮設費率に含まれる運搬費</p> <p>a 質量20t未満の建設機械、及び器材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬（分解・組立を含む）</p> <p>(3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>表3-2-3-2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" data-bbox="1611 850 2730 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>規格 (t積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除雪ドーザ (クローラ型)(普通)</td> <td>21t</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>21.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>幅2.0m 深1.2m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板V_L・VI_L・Ⅱ_W・Ⅲ_W・Ⅳ_W型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備考	速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00		除雪ドーザ (クローラ型)(普通)	21t			R	21.90		スタビライザ (路上改良用)	幅2.0m 深1.2m			R	23.50		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V _L ・VI _L ・Ⅱ _W ・Ⅲ _W ・Ⅳ _W 型用			R	37.90	
機 械 名	規 格			自 走		車 載			備考																																																																																																										
		速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)																																																																																																														
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00																																																																																																														
除雪ドーザ (クローラ型)(普通)	21t			R	21.90																																																																																																														
スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50																																																																																																														
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																														
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																														
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V _L ・VI _L ・Ⅱ _W ・Ⅲ _W ・ Ⅳ _W 型用			R	37.90																																																																																																														
コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・ エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・ 吐出量8~22 m³級			R	22.00																																																																																																														
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備考																																																																																																													
		速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)																																																																																																														
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00																																																																																																														
除雪ドーザ (クローラ型)(普通)	21t			R	21.90																																																																																																														
スタビライザ (路上改良用)	幅2.0m 深1.2m			R	23.50																																																																																																														
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																														
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																														
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V _L ・VI _L ・Ⅱ _W ・Ⅲ _W ・Ⅳ _W 型用			R	37.90																																																																																																														

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
----	------------	------------

実務必携の改定に伴い改正

表3-2-3-3 基本運賃表 (単位：円/t)

製品長 距離	12m以内	12m超～15m以内	15m超
10 kmまで	4,350 (3,410)	4,800 (4,030)	7,010 (5,180)
20 "	4,660 (3,570)	5,170 (4,240)	7,470 (5,510)
30 "	5,000 (3,850)	5,480 (4,510)	7,990 (5,860)
40 "	5,380 (4,070)	5,900 (4,760)	8,490 (6,190)
50 "	5,750 (4,420)	6,310 (5,140)	9,040 (6,630)
60 "	6,120 (4,700)	6,760 (5,490)	9,590 (7,060)
70 "	6,540 (5,070)	7,180 (5,890)	10,100 (7,520)
80 "	6,900 (5,330)	7,570 (6,190)	10,600 (7,900)
90 "	7,220 (5,610)	7,940 (6,520)	11,100 (8,310)
100 "	7,620 (5,900)	8,380 (6,840)	11,700 (8,750)
110 "	7,960 (6,250)	8,730 (7,200)	12,200 (9,180)
120 "	8,300 (6,490)	9,080 (7,470)	12,700 (9,550)
130 "	8,700 (6,780)	9,510 (7,790)	13,300 (9,940)
140 "	9,040 (7,020)	9,850 (8,060)	13,800 (10,300)
150 "	9,370 (7,290)	10,200 (8,360)	14,400 (10,700)
160 "	9,820 (7,530)	10,600 (8,630)	14,900 (11,000)
170 "	10,000 (7,790)	10,900 (8,910)	15,400 (11,400)
180 "	10,300 (8,020)	11,200 (9,180)	15,800 (11,700)
190 "	10,700 (8,290)	11,800 (9,470)	16,800 (12,100)
200 "	11,100 (8,560)	12,100 (9,780)	17,300 (12,500)
200kmを超え 20 kmまでを増すごとに	677 (447)	802 (558)	1,080 (738)

- (注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・**沖縄**の7地方整備局は（ ）内の運賃を適用する。
 2. 発地・着地で地方整備局が異なる場合は、発注機関の存在する地方を適用する。
 3. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
 4. 誘導車・誘導員が必要な場合については、別途計上する。

F1～F2：運賃割増率

F2：深夜・早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
----------------------	-----

G：運搬質量 (t)

H：その他の諸料金 (円)

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路使用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

* 端数の処理

運賃及び**その他の諸料金**は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切り捨てる。

表3-2-3-3 基本運賃表 (単位：円/t)

製品長 距離	12m以内	12m超～15m以内	15m超
10 kmまで	2,400 (2,070)	2,540 (2,540)	2,970 (2,950)
20 "	2,500 (2,200)	2,750 (2,700)	3,250 (3,220)
30 "	2,700 (2,450)	2,750 (2,700)	3,500 (3,460)
40 "	2,850 (2,690)	3,000 (2,940)	3,670 (3,670)
50 "	3,100 (2,940)	3,300 (3,220)	3,950 (3,920)
60 "	3,270 (3,150)	3,750 (3,550)	4,150 (4,150)
70 "	3,590 (3,380)	3,970 (3,820)	4,380 (4,380)
80 "	3,780 (3,610)	4,210 (4,150)	4,610 (4,610)
90 "	3,920 (3,830)	4,390 (4,390)	4,840 (4,840)
100 "	4,090 (4,060)	4,640 (4,540)	5,050 (5,050)
110 "	4,290 (4,250)	4,760 (4,670)	5,260 (5,260)
120 "	4,490 (4,270)	4,940 (4,820)	5,470 (5,460)
130 "	4,680 (4,550)	5,110 (4,960)	5,660 (5,630)
140 "	4,870 (4,550)	5,290 (5,120)	5,820 (5,820)
150 "	5,070 (4,830)	5,550 (5,330)	6,030 (6,030)
160 "	5,350 (4,830)	5,800 (5,500)	6,210 (6,210)
170 "	5,470 (5,110)	5,970 (5,650)	6,390 (6,390)
180 "	5,590 (5,200)	6,020 (5,860)	6,560 (6,560)
190 "	5,760 (5,400)	6,040 (6,050)	6,760 (6,740)
200 "	5,980 (5,600)	6,230 (6,270)	6,940 (6,910)
200kmを超え500 kmまで 20 kmまでを増すごとに	275 (280)	300 (350)	350 (400)
500kmを超え 50km までを増すごとに	573 (600)	600 (700)	800 (826)

- (注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州の6地方整備局は（ ）内の運賃を適用する。
 発地・着地で地方整備局が異なる場合は、発注機関の存在する地方を適用する。
 2. 敷鉄板は、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

F1～F2：運賃割増率

F2：深夜・早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
----------------------	-----

G：運搬質量 (t)

H：その他の諸料金 (円)

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路使用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

* 端数の処理

運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切り捨てる。

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																								
実務必携の改定に伴い改正	<p>(5) 重建設機械分解・組立. ア 適用範囲 本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は表3-2-3-5の適用建設機械とする。 表3-2-3-5 適用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="388 464 1478 1906"> <thead> <tr> <th>機 械 区 分</th> <th>適 用 建 設 機 械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下</td> </tr> <tr> <td>バックホウ系</td> <td>バックホウ(超ロングアーム型は除く) 山積 1.0m³以上～2.1m³以下 (平積 0.7m³以上～1.5m³以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m³以上～0.6m³以下</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン系</td> <td>クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6m³以上～3.0m³以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン系</td> <td>トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力 80t 以上～550t 以下</td> </tr> <tr> <td>クローラ式杭打機</td> <td>ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機</td> <td>オールケーシング掘削機(クローラ式)掘削径 2,000 mm 以下 オールケーシング掘削機(スキッド式)掘削径 2,000 mm 以下</td> </tr> <tr> <td>地盤改良機械</td> <td>中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～180t 以下</td> </tr> <tr> <td>トンネル用機械</td> <td>自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t 以上～60t 以下</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械</td> <td>地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 650～1,500 mm 壁厚 1,200～2,400 mm</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 区 分	適 用 建 設 機 械	ブルドーザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下	バックホウ系	バックホウ(超ロングアーム型は除く) 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下	クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕	トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力 80t 以上～550t 以下	クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下	オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機(クローラ式)掘削径 2,000 mm 以下 オールケーシング掘削機(スキッド式)掘削径 2,000 mm 以下	地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～180t 以下	トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t 以上～60t 以下	連続地中壁用機械	地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 650～1,500 mm 壁厚 1,200～2,400 mm	<p>(5) 重建設機械分解・組立. ア 適用範囲 本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は表3-2-3-4の適用建設機械とする。 表3-2-3-4 適用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="1656 464 2745 1906"> <thead> <tr> <th>機 械 区 分</th> <th>適 用 建 設 機 械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下</td> </tr> <tr> <td>バックホウ系</td> <td>バックホウ 山積 1.0m³以上～2.1m³以下 (平積 0.7m³以上～1.5m³以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m³以上～0.6m³以下</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン系</td> <td>クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6m³以上～3.0m³以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン系</td> <td>トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80t 以上～550t 以下</td> </tr> <tr> <td>クローラ式杭打機</td> <td>ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機</td> <td>オールケーシング掘削機(クローラ式)掘削径 2,000 mm 以下 オールケーシング掘削機(据置式・全旋回型)掘削径 2,000 mm 以下</td> </tr> <tr> <td>地盤改良機械</td> <td>中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～180t 以下</td> </tr> <tr> <td>トンネル用機械</td> <td>自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t 以上～60t 以下</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械</td> <td>地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 1,200～2,400 mm 壁厚 650～1,500 mm クローラ式アースオーガ〔三軸式・直結 3 点支持式〕 オーガ出力 90kW</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 区 分	適 用 建 設 機 械	ブルドーザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下	バックホウ系	バックホウ 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下	クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕	トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80t 以上～550t 以下	クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下	オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機(クローラ式)掘削径 2,000 mm 以下 オールケーシング掘削機(据置式・全旋回型)掘削径 2,000 mm 以下	地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～180t 以下	トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t 以上～60t 以下	連続地中壁用機械	地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 1,200～2,400 mm 壁厚 650～1,500 mm クローラ式アースオーガ〔三軸式・直結 3 点支持式〕 オーガ出力 90kW
	機 械 区 分	適 用 建 設 機 械																																								
	ブルドーザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下																																								
	バックホウ系	バックホウ(超ロングアーム型は除く) 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下																																								
	クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕																																								
	トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力 80t 以上～550t 以下																																								
	クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下																																								
	オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機(クローラ式)掘削径 2,000 mm 以下 オールケーシング掘削機(スキッド式)掘削径 2,000 mm 以下																																								
	地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～180t 以下																																								
	トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t 以上～60t 以下																																								
連続地中壁用機械	地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 650～1,500 mm 壁厚 1,200～2,400 mm																																									
機 械 区 分	適 用 建 設 機 械																																									
ブルドーザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下																																									
バックホウ系	バックホウ 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下																																									
クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕																																									
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80t 以上～550t 以下																																									
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下																																									
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機(クローラ式)掘削径 2,000 mm 以下 オールケーシング掘削機(据置式・全旋回型)掘削径 2,000 mm 以下																																									
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～180t 以下																																									
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t 以上～60t 以下																																									
連続地中壁用機械	地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 1,200～2,400 mm 壁厚 650～1,500 mm クローラ式アースオーガ〔三軸式・直結 3 点支持式〕 オーガ出力 90kW																																									

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																																																																																				
実務必携の改定に伴い改正	<p>イ 施工歩掛 (ア) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、表3-2-3-6のクレーンの規格選定を標準とする。 表3-2-3-6 クレーンの規格選定</p> <table border="1" data-bbox="353 480 1516 1843"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械区分</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械</td> <td>表3-2-3-5 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td>25t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザ</td> <td>21t級以下</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td rowspan="3">25t 吊</td> </tr> <tr> <td>44t級以下</td> </tr> <tr> <td>63t級以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地盤改良機械</td> <td rowspan="2">中層混合処理工</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td>質量 60t以下</td> </tr> <tr> <td>質量 120t以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン機</td> <td>質量 60t以下</td> </tr> <tr> <td>質量 120t以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラクレーン系</td> <td>35t 吊以下 (クラムシェル 平積 0.6m³含む)</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td rowspan="2">25t 吊</td> </tr> <tr> <td>80t 吊以下 (クラムシェル 平積 2.0m³以下含む)</td> </tr> <tr> <td>150t 吊以下 (クラムシェル 平積 3.0m³以下含む)</td> <td rowspan="2">50t 吊</td> </tr> <tr> <td>300t 吊以下</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン系</td> <td>表3-2-3-5 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td>50t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラ式杭打機</td> <td rowspan="3">質量 60t 以下 質量 100t 以下 質量 150t 以下</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td rowspan="3">50t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表3-2-3-5 参照</td> <td rowspan="3">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)</td> <td rowspan="3">60~65t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)70t 吊を使用する場合)</td> <td rowspan="2">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)</td> <td rowspan="2">70t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)100t 吊を使用する場合)</td> <td rowspan="2">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)</td> <td rowspan="2">100t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)</td> <td rowspan="2">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)</td> <td rowspan="2">100t 吊</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕</td> <td>表3-2-3-5 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (第1次基準値)</td> <td>45t 吊</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. ラフテレーンクレーン、クローラクレーンは賃料とする。 ただし、オールケーシング掘削機〔スキッド式〕の分解組立用クローラクレーンは損料とする。 注2. 現場条件により、上表により難しい場合は別途考慮する。</p>	機械区分	規格	分解組立用クレーン		機械名	規格	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表3-2-3-5 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊	ブルドーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊	44t級以下	63t級以下	地盤改良機械	中層混合処理工	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	質量 60t以下	質量 120t以下	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン機	質量 60t以下	質量 120t以下	クローラクレーン系	35t 吊以下 (クラムシェル 平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊	80t 吊以下 (クラムシェル 平積 2.0m ³ 以下含む)	150t 吊以下 (クラムシェル 平積 3.0m ³ 以下含む)	50t 吊	300t 吊以下	トラッククレーン系	表3-2-3-5 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t 吊	クローラ式杭打機	質量 60t 以下 質量 100t 以下 質量 150t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t 吊	表3-2-3-5 参照	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)	60~65t 吊	表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)70t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)	70t 吊	表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)	100t 吊	表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)	100t 吊	連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表3-2-3-5 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (第1次基準値)	45t 吊	<p>イ 施工歩掛 (ア) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、表3-2-3-5のクレーンの規格選定を標準とする。 表3-2-3-5 クレーンの規格選定</p> <table border="1" data-bbox="1644 480 2748 1854"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械区分</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械</td> <td>表3-2-3-4 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td>25t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザ</td> <td rowspan="3">21t級以下 44t級以下 63t級以下</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td>25t 吊</td> </tr> <tr> <td>50t 吊</td> </tr> <tr> <td>25t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地盤改良機械</td> <td rowspan="2">中層混合処理工</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td>質量 60t以下</td> </tr> <tr> <td>質量 120t以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン機</td> <td>質量 60t以下</td> </tr> <tr> <td>質量 120t以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラクレーン系</td> <td>35t 吊以下 (クラムシェル 平積 0.6m³含む)</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td rowspan="2">25t 吊</td> </tr> <tr> <td>80t 吊以下 (クラムシェル 平積 2.0m³以下含む)</td> </tr> <tr> <td>150t 吊以下 (クラムシェル 平積 3.0m³以下含む)</td> <td rowspan="2">50t 吊</td> </tr> <tr> <td>300t 吊以下</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン系</td> <td>表3-2-3-4 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)</td> <td>50t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラ式杭打機</td> <td rowspan="3">質量 60t 以下 質量 100t 以下 質量 150t 以下</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値)</td> <td rowspan="3">50t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表3-2-3-4 参照</td> <td rowspan="3">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)</td> <td rowspan="3">60~65t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)70t 吊を使用する場合)</td> <td rowspan="2">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)</td> <td rowspan="2">70t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)</td> <td rowspan="2">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)</td> <td rowspan="2">100t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)</td> <td rowspan="2">クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)</td> <td rowspan="2">100t 吊</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕</td> <td>表3-2-3-4 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (第1次基準値)</td> <td>45t 吊</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕</td> <td>表3-2-3-4 参照</td> <td>クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型</td> <td>50t 吊</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. ラフテレーンクレーン、トラッククレーンは賃料とする。 ただし、オールケーシング掘削機〔据置型〕の分解組立用クローラクレーンは損料とする。 注2. 現場条件により、上表により難しい場合は別途考慮する。</p>	機械区分	規格	分解組立用クレーン		機械名	規格	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表3-2-3-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊	ブルドーザ	21t級以下 44t級以下 63t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊	50t 吊	25t 吊	地盤改良機械	中層混合処理工	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	質量 60t以下	質量 120t以下	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン機	質量 60t以下	質量 120t以下	クローラクレーン系	35t 吊以下 (クラムシェル 平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊	80t 吊以下 (クラムシェル 平積 2.0m ³ 以下含む)	150t 吊以下 (クラムシェル 平積 3.0m ³ 以下含む)	50t 吊	300t 吊以下	トラッククレーン系	表3-2-3-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t 吊	クローラ式杭打機	質量 60t 以下 質量 100t 以下 質量 150t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値)	50t 吊	表3-2-3-4 参照	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)	60~65t 吊	表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)70t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)	70t 吊	表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)	100t 吊	表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)	100t 吊	連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表3-2-3-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (第1次基準値)	45t 吊	連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表3-2-3-4 参照	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型	50t 吊
機械区分	規格			分解組立用クレーン																																																																																																																		
		機械名	規格																																																																																																																			
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表3-2-3-5 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊																																																																																																																			
ブルドーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊																																																																																																																			
	44t級以下																																																																																																																					
	63t級以下																																																																																																																					
地盤改良機械	中層混合処理工	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	質量 60t以下																																																																																																																			
			質量 120t以下																																																																																																																			
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン機		質量 60t以下																																																																																																																			
			質量 120t以下																																																																																																																			
クローラクレーン系	35t 吊以下 (クラムシェル 平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊																																																																																																																			
	80t 吊以下 (クラムシェル 平積 2.0m ³ 以下含む)																																																																																																																					
	150t 吊以下 (クラムシェル 平積 3.0m ³ 以下含む)		50t 吊																																																																																																																			
	300t 吊以下																																																																																																																					
トラッククレーン系	表3-2-3-5 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t 吊																																																																																																																			
クローラ式杭打機	質量 60t 以下 質量 100t 以下 質量 150t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t 吊																																																																																																																			
				表3-2-3-5 参照	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)	60~65t 吊																																																																																																																
							表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)70t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)	70t 吊																																																																																																													
表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)	100t 吊																																																																																																																				
			表3-2-3-5参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)	100t 吊																																																																																																																	
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表3-2-3-5 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (第1次基準値)				45t 吊																																																																																																																
機械区分	規格	分解組立用クレーン																																																																																																																				
		機械名	規格																																																																																																																			
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表3-2-3-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊																																																																																																																			
ブルドーザ	21t級以下 44t級以下 63t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊																																																																																																																			
			50t 吊																																																																																																																			
			25t 吊																																																																																																																			
地盤改良機械	中層混合処理工	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	質量 60t以下																																																																																																																			
			質量 120t以下																																																																																																																			
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン機		質量 60t以下																																																																																																																			
			質量 120t以下																																																																																																																			
クローラクレーン系	35t 吊以下 (クラムシェル 平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊																																																																																																																			
	80t 吊以下 (クラムシェル 平積 2.0m ³ 以下含む)																																																																																																																					
	150t 吊以下 (クラムシェル 平積 3.0m ³ 以下含む)		50t 吊																																																																																																																			
	300t 吊以下																																																																																																																					
トラッククレーン系	表3-2-3-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)	50t 吊																																																																																																																			
クローラ式杭打機	質量 60t 以下 質量 100t 以下 質量 150t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値)	50t 吊																																																																																																																			
				表3-2-3-4 参照	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)	60~65t 吊																																																																																																																
							表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)70t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)	70t 吊																																																																																																													
表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)	100t 吊																																																																																																																				
			表3-2-3-4参照 (本体工事でクローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)	100t 吊																																																																																																																	
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表3-2-3-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (第1次基準値)				45t 吊																																																																																																																
連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表3-2-3-4 参照	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型	50t 吊																																																																																																																			

備考	改正（令和3年4月）							現行（令和2年4月）						
実務必携の改定に伴い改正	(イ) 歩掛 分解・組立1台1回当り歩掛は、次表とする。 表3-2-3-7 歩掛							(イ) 歩掛 分解・組立1台1回当り歩掛は、次表とする。 表3-2-3-6 歩掛						
	機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特 殊 作 業 員 (人) [分解+組立]	ク レ ー ン 運 転 歩 掛 (日) [分解+組立]	運 搬 費 率 等 (%)	諸 雑 費 率 (%)	機 械 区 分	規 格 区 分	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特 殊 作 業 員 (人) [分解+組立]	ク レ ー ン 運 転 歩 掛 (日) [分解+組立]	運 搬 費 率 等 (%)	諸 雑 費 率 (%)
	ブ ル ド ー ザ	21t 級以下	—	2.8	2.1	134	21	ブ ル ド ー ザ	21t 級以下	—	2.8	2.1	134	21
		44t 級以下	—	4.6	3.4	132	21		44t 級以下	—	4.6	3.4	132	21
		63t 級以下	—	8.4	6.2	90	14		63t 級以下	—	8.4	6.2	90	14
	バ ッ ク ホ ウ 系	山積 1.4m ³ 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む	—	2.7	1.4	216	24	バ ッ ク ホ ウ 系	山積 1.4m ³ 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む	—	2.7	1.4	216	24
		山積 2.1m ³ 以下	—	4.5	2.3	221	25		山積 2.1m ³ 以下	—	4.5	2.3	221	25
	ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	35t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6m ³ 含む	—	3.0	0.8	384	22	ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	35t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6m ³ 含む	—	3.0	0.8	384	22
		80t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0m ³ 含む	—	5.5	1.5	375	21		80t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0m ³ 含む	—	5.5	1.5	375	21
		150t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0m ³ 含む	—	11.3	3.1	287	16		150t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0m ³ 含む	—	11.3	3.1	287	16
		300t 吊以下	—	20.5	5.7	286	16		300t 吊以下	—	20.5	5.7	286	16
	ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	120t 吊以下	—	4.3	1.5	439	97	ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	120t 吊以下	—	4.3	1.5	439	97
		160t 吊以下	—	5.7	1.9	454	100		160t 吊以下	—	5.7	1.9	454	100
		360t 吊以下	—	11.7	4.0	443	97		360t 吊以下	—	11.7	4.0	443	97
		550t 吊以下	—	20.9	7.1	446	98		550t 吊以下	—	20.9	7.1	446	98
	ク ロ ー ラ 式 杭 打 ち 機	—	60t 以下	8.6	2.1	148	2	ク ロ ー ラ 式 杭 打 ち 機	—	60t 以下	8.6	2.1	148	2
		—	100t 以下	15.5	3.7	149	2		—	100t 以下	15.5	3.7	149	2
		—	150t 以下	23.5	5.6	148	2		—	150t 以下	23.5	5.6	148	2
	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	515	5	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	515	5
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	—	4.9	11.9(h)	483	4	オールケーシング掘削機 〔据置式・全旋回型〕	—	—	4.9	11.9(h)	483	4
		本体工事でクローラク レーン油圧駆動式ウイ ンチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型(第3次基準 値)70t 吊を使用する場 合	—	4.9	11.9(h)	424	4	地 盤 改 良 機	中層混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	229	4
		本体工事でクローラク レーン油圧駆動式ウイ ンチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型(第3次基準 値)100t 吊を使用する 場合	—	4.9	11.9(h)	320	3		—	120t 以下	41.2	6.3	190	3
	本体工事でクローラク レーン油圧駆動式ウイ ンチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型(2011年規 制)100t 吊を使用する 場合	—	4.9	11.9(h)	312	3	サンドパイル打機		60t 以下	16.0	2.4	191	3	
地 盤 改 良 機	—	60t 以下	16.0	2.4	229	4	粉体噴射攪拌機	—	120t 以下	41.2	6.3	190	3	
	—	120t 以下	41.2	6.3	190	3	深層混合処理機	—	180t 以下	64.6	9.9	189	3	
	—	60t 以下	16.0	2.4	191	3	ペーパードレーン打機	—	—	—	—	—	—	
	—	120t 以下	41.2	6.3	190	3	トンネル用機械	—	—	5.4	2.0	503	8	
トンネル用機械	—	—	5.4	2.0	503	8	連続地中壁用機械 〔地下連続壁施行機〕	—	—	54.4	9.5	144	4	
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施行機〕	—	—	54.4	9.5	144	4	連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	—	—	27.7	6.0	153	2	

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>実務必携の改訂に伴い改正</p> <p>実務必携の改訂に伴い改正</p>	<p>3-2-4 準備費 （1）準備費の積算 ウ 準備として行う以下に要する費用 （ア）ブルドーザ、レキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない）。 （イ）除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。</p> <p>3-2-6 安全費 （2）積算方法 エ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事・トンネル内舗装等工事）は除く） オ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 カ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む） キ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ク 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。） ケ 安全用品等の費用 コ 安全委員会等に要する費用 サ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用</p>	<p>3-2-4 準備費 （1）準備費の積算 ウ 伐開、整地及び除草に要する費用 準備として行うブルドーザ、レキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐採、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>3-2-6 安全費 （2）積算方法 エ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） オ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 カ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 キ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ク 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ケ 安全用品等の費用 コ 安全委員会等に要する費用</p>

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>実務必携の改定に伴い改正</p>	<p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>ア 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用</p> <p>イ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は「3-8 現場環境改善費の積算」による）</p> <p>ウ 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>エ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用</p> <p>オ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用</p> <p>カ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用</p> <p>キ 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用</p> <p>ク 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル(NATM)の計測Aに要する費用については除く）</p> <p>ケ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p>コ トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,490,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p> <p>3-2-8 技術管理費 (2) 積算方法 技術管理費として・・・ ア～タまで省略。</p> <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>ア 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管接合部の水圧試験、超音波試験、X線検査等 ・通水試験 ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>イ 現場条件等により積み上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用 ・水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用。 ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用 <p>ウ 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする <p>エ ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 <p>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事あたり使用機種毎に一式計上するものとする。</p> <p>オ その他、前記ア、イ、ウ、エに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>ア 機械の誘導員等の交通管理に要する費用</p> <p>イ 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用</p> <p>ウ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は「3-8 現場環境改善費の積算」による）</p> <p>エ 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>オ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用</p> <p>カ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p>3-2-8 技術管理費 (2) 積算方法 技術管理費として・・・ ア～タまで省略。</p> <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>ア 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管接合部の水圧試験、超音波試験、X線検査等 ・通水試験 ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>イ 現場条件等により積み上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用 ・水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>ウ 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <p>エ その他、前記ア、イ、ウに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>実務必携の改定により改正</p>	<p>3-2-9 営繕費 (2) 積算方法 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)のア、イ、ウ、エ、オ及びカのうち、以下の項目とする。上記以外で積上げする項目は次の各項に要する費用とする。 ・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。 ア 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用 監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。</p> <p>3-3 現場管理費 (1) 現場管理費の項目及び内容 ア～ソ省略</p> <p>タ 公共事業労務費調査に要する費用 チ 雑費 アからタまでに属さない諸費用</p> <p>(2)～(7) 省略</p>	<p>3-2-9 営繕費 (2) 積算方法 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)のア、イ、ウ、エ、オの項目とする。上記以外で積上げする項目は次の各項に要する費用とする。 ア 監督員詰所の営繕に要する費用 監督員詰所の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。</p> <p>3-3 現場管理費 (1) 現場管理費の項目及び内容 タ 雑費 アからソまでに属さない諸費用</p>

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																				
実務必携の改定により改正	<p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値(Jo)×補正係数)+補正值} 対象純工事費：純工事費+支給品費</p> <p>ただし、現場管理費率標準値は、表3-3-3による。 補正係数は、(3)イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値(Jo)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>表3-3-3 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="368 751 1501 1146"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(Np)</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">A×Npbにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>37.59%</td> <td>228.2</td> <td>-0.1119</td> <td>20.77%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.44%</td> <td>56.4</td> <td>-0.0306</td> <td>29.29%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>32.26%</td> <td>52.4</td> <td>-0.0301</td> <td>27.50%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(Np)	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分 下記の率とする	A×Npbにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	開削工事及び小口径推進工事	37.59%	228.2	-0.1119	20.77%	シールド工事及び推進工事	34.44%	56.4	-0.0306	29.29%	構造物工事(浄水場等)	32.26%	52.4	-0.0301	27.50%	<p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値(Jo)×補正係数)+補正值} 対象純工事費：純工事費+支給品費</p> <p>ただし、現場管理費率標準値は、第3-3-3による。 補正值は、(3)ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 補正係数は、(3)イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値(Jo)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>表3-3-3 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1635 751 2769 1146"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(Np)</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">A×Npbにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>27.45%</td> <td>158.8</td> <td>-0.1089</td> <td>15.42%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>27.40%</td> <td>41.6</td> <td>-0.0259</td> <td>23.89%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>17.55%</td> <td>26.9</td> <td>-0.0265</td> <td>15.25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(Np)	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分 下記の率とする	A×Npbにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	開削工事及び小口径推進工事	27.45%	158.8	-0.1089	15.42%	シールド工事及び推進工事	27.40%	41.6	-0.0259	23.89%	構造物工事(浄水場等)	17.55%	26.9	-0.0265	15.25%
対象額(Np)	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																	
	適用区分 下記の率とする	A×Npbにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																		
A		b																																																				
開削工事及び小口径推進工事	37.59%	228.2	-0.1119	20.77%																																																		
シールド工事及び推進工事	34.44%	56.4	-0.0306	29.29%																																																		
構造物工事(浄水場等)	32.26%	52.4	-0.0301	27.50%																																																		
対象額(Np)	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																		
	適用区分 下記の率とする	A×Npbにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																		
A		b																																																				
開削工事及び小口径推進工事	27.45%	158.8	-0.1089	15.42%																																																		
シールド工事及び推進工事	27.40%	41.6	-0.0259	23.89%																																																		
構造物工事(浄水場等)	17.55%	26.9	-0.0265	15.25%																																																		
実務必携の改定により改正	<p>3-5 一般管理費等 (4) 一般管理費等の補正 ア 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 (ア) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-5-2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表3-5-1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 (イ) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表3-5-3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 イ 支給品等の取扱 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 ウ 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>	<p>3-5 一般管理費等 (4) 一般管理費等の補正 ア 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-5-2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表3-5-1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 イ 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表3-5-3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 ウ 支給品等の取扱 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 エ 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>																																																				

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																												
実務必携の改定に伴い改正	<p>3-8 現場環境改善費 (1) 対象となる現場環境改善費 表3-8-1のとおり。 (2) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等（配水管布設工事等を含む）で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることができる。 (3) 積算方法 1) 現場環境改善費の積算について 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 ア 基本的な考え方 (ア) 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。 また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。 (イ) 費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないとは判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積り等を参考に適切に計上するものとする。 イ 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただしK：現場環境改善費に要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、少数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="341 1199 1510 1543"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i(%)</th> </tr> <tr> <th>大都市市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分) ＋ 支給品費(共通仮設費対象分)</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$</td> <td>$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 ウ 率に計上されるものは表3-8-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善費のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、及び地域連携）毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 エ 積上げ計上分（α）に計上するものは、率分で計上することが適当でないとは判断されるものとする。 オ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を一本化した全体での率である。 カ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p>		対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分) ＋ 支給品費(共通仮設費対象分)	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$		5億円を超える場合	1.73	0.71	<p>3-8 現場環境改善費 (1) 対象となる内容 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。 (2) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等（配水管布設工事等を含む）で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることができる。 (3) 積算方法 1) 現場環境改善費の積算について 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただしK：現場環境改善費に要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、少数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="1614 1199 2783 1543"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i(%)</th> </tr> <tr> <th>大都市市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分) ＋ 支給品費(共通仮設費対象分)</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$</td> <td>$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 イ 率に計上されるものは表3-8-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善費のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、及び地域連携）毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 ウ 積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないとは判断されるものとする。</p>		対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分) ＋ 支給品費(共通仮設費対象分)	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$		5億円を超える場合	1.73	0.71
	対象額： P_i			現場環境改善費率： i (%)																										
		大都市市街地	左記以外																											
直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分) ＋ 支給品費(共通仮設費対象分)	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$																											
	5億円を超える場合	1.73	0.71																											
	対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)																												
		大都市市街地	左記以外																											
直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分) ＋ 支給品費(共通仮設費対象分)	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$																											
	5億円を超える場合	1.73	0.71																											

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>実務必携の改定に伴い改正</p> <p>削除</p>	<p>2) 設計変更について 条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。</p> <p>第7節 その他</p> <p>7-1 歩掛の割増について</p> <p>(1) 橋梁添架等における足場上での作業は、労力歩掛に50%増とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 人力掘削の掘削深さに対する割増は、2mを越え3mまでは50%増とし、3mを越え4mまでは100%増とする。4mを越える場合には、1m増すごとに50%増とする。ただし、バックホウ等を併用して掘削する場合には適用しない。</p>	<p>2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(P_i)の変動に伴う現場環境改善費率<i>i</i>は変更される。また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>第7節 その他</p> <p>7-1 歩掛の割増について</p> <p>(1) 橋梁添架等における足場上での作業は、労力歩掛に50%増とする。</p> <p>(2) 傾斜地（角度30°以上）における作業は次により割増する。</p> <p>ア 傾斜角30度……30%</p> <p>イ 30度を越える場合は、10度増すごとに10%割増とする。この場合の角度は、10度未満を切り上げて10度単位とする。</p> <p>(3) 人力掘削の掘削深さに対する割増は、2mを越え3mまでは50%増とし、3mを越え4mまでは100%増とする。4mを越える場合には、1m増すごとに50%増とする。ただし、バックホウ等を併用して掘削する場合には適用しない。</p>

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																								
実務必携の改定に伴い改正	<p>1-2-1-3 モルタル充填工（U形、UF形） DD121202211 10口当たり</p> <table border="1" data-bbox="341 394 1264 709"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配管工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-3</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>モルタル</td> <td></td> <td>m³</td> <td>1-2-1-4 〃</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.0口当たり</td> <td></td> <td></td> <td>計/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. モルタル充填工はU形、UF形、LUF形及びUS形(SB、VT、LS方式)継手の場合のみ加算する。 US形(R方式)には加算しない。 注2. モルタル配合は1:1を標準とする。</p>	名称	員数	単位	摘要	配管工		人	表2-3	普通作業員		人	〃	モルタル		m ³	1-2-1-4 〃	諸雑費	1.0	式		計				1.0口当たり			計/10	<p>1-2-1-3 モルタル充填工（U形、UF形） DD121202211 10口当たり</p> <table border="1" data-bbox="1679 384 2602 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配管工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-3</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>モルタル</td> <td></td> <td>m³</td> <td>1-2-1-4 〃</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.0口当たり</td> <td></td> <td></td> <td>計/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、U形及びUF形に適用する。 注2. 本表は、モルタルの練混ぜ労務を含む。</p>	名称	員数	単位	摘要	配管工		人	表2-3	普通作業員		人	〃	モルタル		m ³	1-2-1-4 〃	諸雑費	1.0	式		計				1.0口当たり			計/10
	名称	員数	単位	摘要																																																						
配管工		人	表2-3																																																							
普通作業員		人	〃																																																							
モルタル		m ³	1-2-1-4 〃																																																							
諸雑費	1.0	式																																																								
計																																																										
1.0口当たり			計/10																																																							
名称	員数	単位	摘要																																																							
配管工		人	表2-3																																																							
普通作業員		人	〃																																																							
モルタル		m ³	1-2-1-4 〃																																																							
諸雑費	1.0	式																																																								
計																																																										
1.0口当たり			計/10																																																							

備考	改正（令和3年4月）				現行（令和2年4月）					
	表2-17 メカニカル形鋳鉄管接合工				表2-17 メカニカル形鋳鉄管接合工					
実務必携の改定に伴い改正	10口当たり				10口当たり					
	呼び径 (mm)	A形、K形		U形、UF形、US形、S形、KF形、SII形 ^(注2)		呼び径 (mm)	A形、K形		U形、UF形、US形、S形、KF形、SII形	
		配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)		配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)
	75	0.50(0.58)	0.50(0.58)	0.65	0.65	75	0.50(0.58)	0.50(0.58)	0.65	0.65
	100	0.50(0.58)	0.50(0.58)	0.65	0.65	100	0.50(0.58)	0.50(0.58)	0.65	0.65
	150	0.60(0.69)	0.60(0.69)	0.78	0.78	150	0.60(0.69)	0.60(0.69)	0.78	0.78
	200	0.70(0.81)	0.70(0.81)	0.91	0.91	200	0.70(0.81)	0.70(0.81)	0.91	0.91
	300	0.90(1.04)	0.90(1.04)	1.17	1.17	300	0.90(1.04)	0.90(1.04)	1.17	1.17
	400	1.00(1.15)	1.00(1.15)	1.30	1.30	400	1.00(1.15)	1.00(1.15)	1.30	1.30
	500	1.20(1.38)	1.20(1.38)	1.56	1.56	500	1.20(1.38)	1.20(1.38)	1.56	1.56
	600	1.40(1.61)	1.40(1.61)	1.82	1.82	600	1.40(1.61)	1.40(1.61)	1.82	1.82
	700	1.60(1.84)	1.60(1.84)	2.08	2.08	700	1.60(1.84)	1.60(1.84)	2.08	2.08
	800	2.10(2.42)	2.10(2.42)	2.73	2.73	800	2.10(2.42)	2.10(2.42)	2.73	2.73
	900	2.40(2.76)	2.40(2.76)	3.12	3.12	900	2.40(2.76)	2.40(2.76)	3.12	3.12
	1,000	2.80(3.22)	2.80(3.22)	3.64	3.64	1,000	2.80(3.22)	2.80(3.22)	3.64	3.64
	1,100	3.30(3.80)	3.30(3.80)	4.29	4.29	1,100	3.30(3.80)	3.30(3.80)	4.29	4.29
	1,200	3.90(4.49)	3.90(4.49)	5.07	5.07	1,200	3.90(4.49)	3.90(4.49)	5.07	5.07
	1,350	4.80(5.52)	4.80(5.52)	6.24	6.24	1,350	4.80(5.52)	4.80(5.52)	6.24	6.24
	1,500	5.90(6.79)	5.90(6.79)	7.67	7.67	1,500	5.90(6.79)	5.90(6.79)	7.67	7.67
	1,650	8.30(9.55)	8.30(9.55)	10.79	10.79	1,650	8.30(9.55)	8.30(9.55)	10.79	10.79
1,800	9.50(10.93)	9.50(10.93)	12.35	12.35	1,800	9.50(10.93)	9.50(10.93)	12.35	12.35	
2,000	11.00(12.65)	11.00(12.65)	14.30	14.30	2,000	11.00(12.65)	11.00(12.65)	14.30	14.30	
2,600	17.80(20.47)	17.80(20.47)	23.14	23.14	2,600	17.80(20.47)	17.80(20.47)	23.14	23.14	

注1. 特殊押輪を使用する場合は、()内の数値とする。
 なお、高圧型特殊押輪を使用する場合は、30%を上限として割増することができる。
 (数値はU形～SII形に同じ)

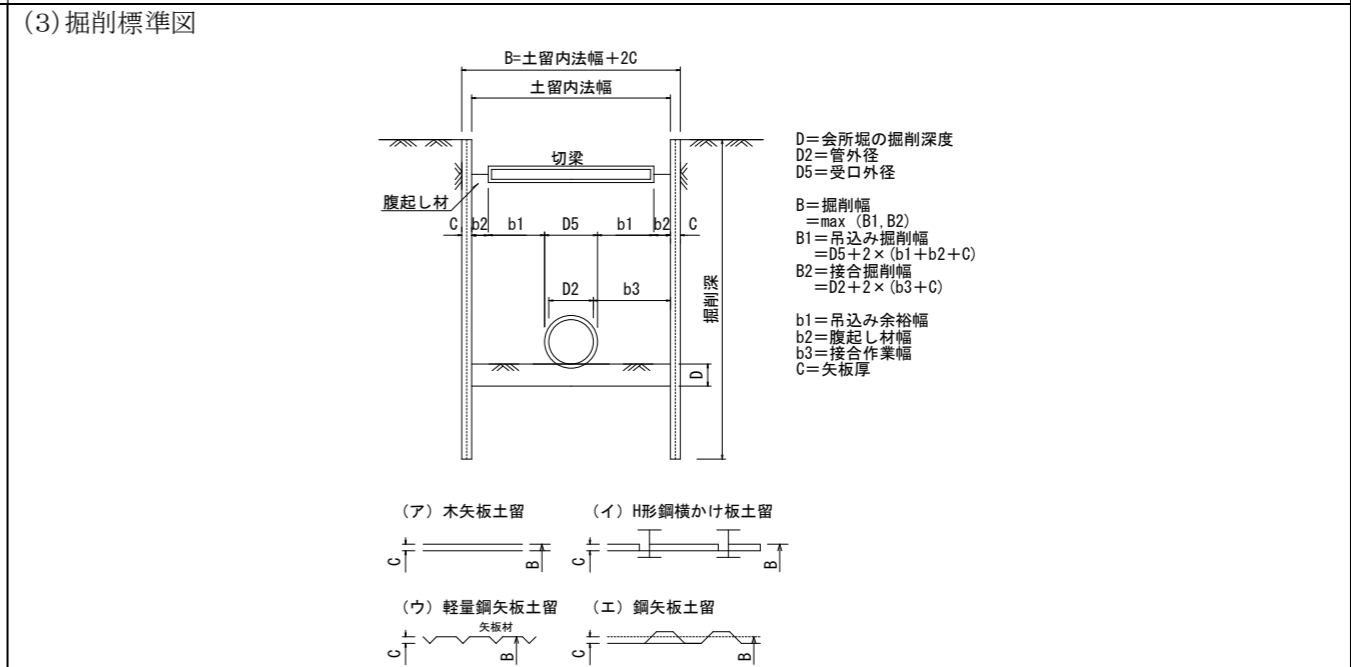
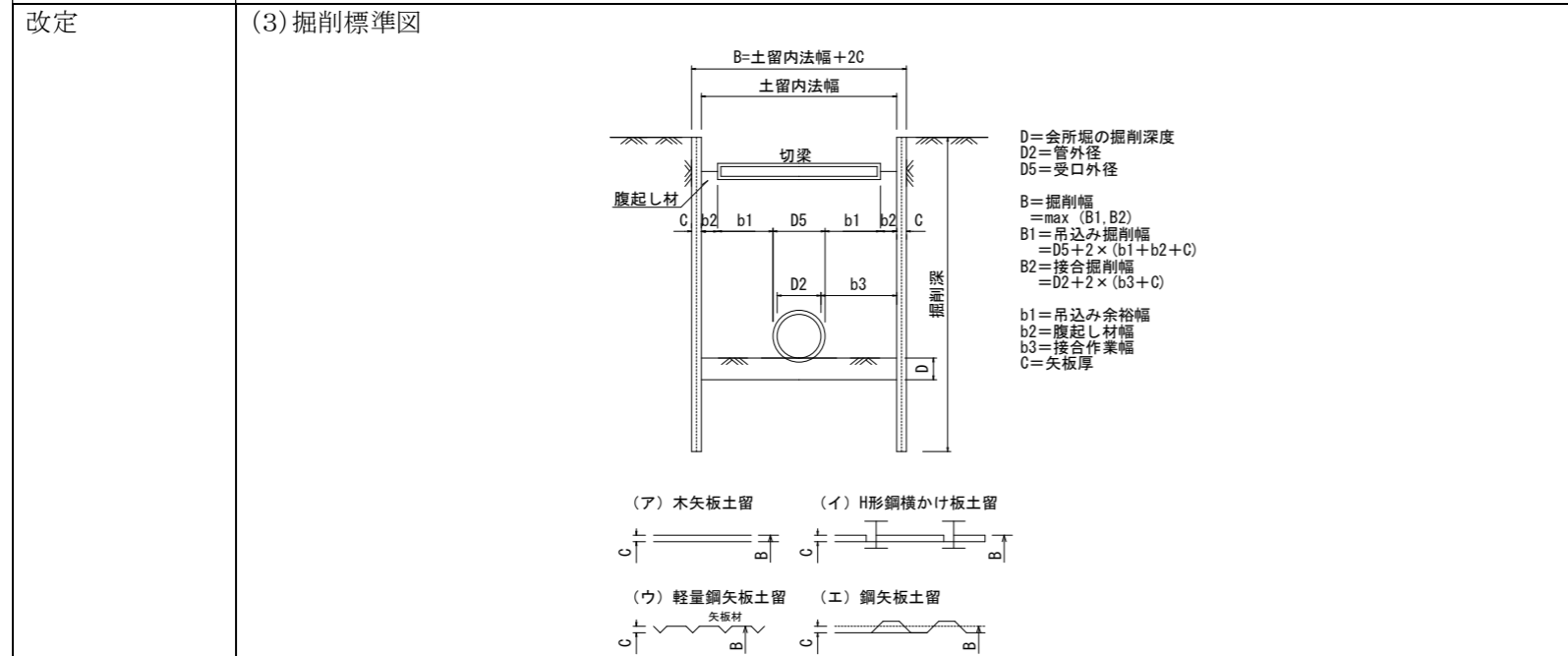
注2. NS形(継ぎ輪φ75～250mm)、NS形(異形管φ300～450mm)、S形、US形(SB、VT、LS方式)、UF形、LUF形、KF形、SII形等の離脱防止継手及びU形(φ700～1200mm)とする。ただし、US形(R方式)は、適用しない。

注3. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。

注1. 特殊押輪を使用する場合は、()内の数値とする。
 なお、高圧型特殊押輪及びSH型を使用する場合は、30%を上限として割増することができる。
 (数値はU形～SII形に同じ)

注2. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。

備考 改正（令和3年4月） 現行（令和2年4月）



(4) 各項目の標準寸法
b1: 吊込み余裕幅(片側分) 50mm
b2: 腹起し材幅(片側分)

単位: mm

土留矢板種別	普通地盤における標準部材名			腹起し材幅
	木製支保	軽量鋼矢板	鋼製	
軽量鋼矢板	150	110		150
鋼矢板H鋼横かけ H=3.5 以下			200	200
鋼矢板H鋼横かけ H=4.0 以下			250	250
鋼矢板H鋼横かけ H=6.0 以下			300	300

b3: 接合作業幅(片側分) 単位: mm

接合種別	摘 要			標準接合作業幅	備考
	口径	ボルト径	トルク		
外面継手 (T頭ボルト締め付け)	~ 75	M16	60	150	レンチ長
	100 ~ 250	M20	100	250	
	300 ~ 350	M20	100	250	
	400 ~ 600	M20	100	250	
	700 ~ 800	M24	140	350	
	900 ~	M30	200	450	
外面継手	プッシュオンタイプ(T形継手管)			100	余裕幅
外面継手	プッシュオンタイプ(NS形継手管)			250	レバーホイスト(両側2箇所)
外面継手	プッシュオンタイプ(GX形継手管)			225	レバーホイスト(アーム長)(上部1箇所)
外面継手(GX形継手) (T頭ボルト締め付け)	~ 75	M16		225	ラチェットレンチ長
	100 ~ 250	M20		225	
内面継手	U形継手管			100	余裕幅
	700 ~ 800	セットボルト締め付け(UF, US継手管)		350	レンチ長
	900 ~			450	

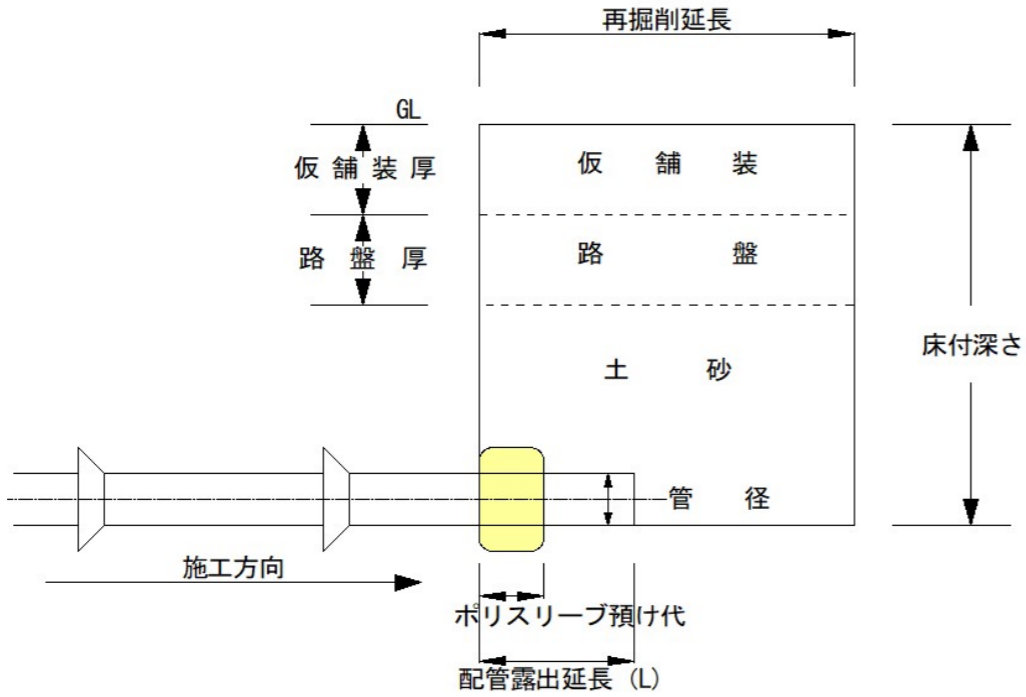
(4) 各項目の標準寸法
b1: 吊込み余裕幅(片側分) 50mm
b2: 腹起し材幅(片側分)

単位: mm

土留矢板種別	普通地盤における標準部材名			腹起し材幅
	木製支保	軽量鋼矢板	鋼製	
軽量鋼矢板	150	110		150
鋼矢板H鋼横かけ H=3.5 以下			200	200
鋼矢板H鋼横かけ H=4.0 以下			250	250
鋼矢板H鋼横かけ H=6.0 以下			300	300

b3: 接合作業幅(片側分) 単位: mm

接合種別	摘 要			標準接合作業幅	備考
	口径	ボルト径	トルク		
外面継手 (T頭ボルト締め付け)	~ 75	M16	6	150	レンチ長
	100 ~ 250	M20	10	250	
	300 ~ 350	M20	10	250	
	400 ~ 600	M20	10	250	
	700 ~ 800	M24	14	350	
	900 ~	M30	20	450	
外面継手	プッシュオンタイプ(T形継手管)			100	余裕幅
外面継手	プッシュオンタイプ(NS形継手管)			250	レバーホイスト(両側2箇所)
外面継手	プッシュオンタイプ(GX形継手管)			225	レバーホイスト(アーム長)(上部1箇所)
外面継手(GX形継手) (T頭ボルト締め付け)	~ 75	M16		225	ラチェットレンチ長
	100 ~ 250	M20		225	
内面継手	U形継手管			100	余裕幅
	700 ~ 800	セットボルト締め付け(UF, US継手管)		350	レンチ長
	900 ~			450	

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）				
実務必携の改定に伴い追加	<p>4-14 再掘削土工図</p> <p>(1) 適用範囲 再掘削工は、配管（撤去）に伴う掘削、埋戻し、仮舗装等の一連作業を日々連続して行う工事において、配管（撤去）完了部分の再掘削が必要な施工区間に適用する。</p> <p>(2) 形状寸法 1 箇所当りの形状寸法は、次表を標準とする。</p> <p>表 14-1 (1 箇所当たり)</p> <table border="1" data-bbox="320 625 1139 747"> <thead> <tr> <th>断面（掘削幅×床付深さ）</th> <th>再掘削延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露出させる配管の仮復旧断面に同じ</td> <td>第14-2表、第14-3表及び第14-4表を標準とする</td> </tr> </tbody> </table>  <p>管種別、口径別の再掘削延長は次の表を標準とする。なお、再掘削延長にはポリエチレンスリーブの預け代を含んでおり、使用しない場合は再掘削延長を150mm 減じる。 鋼管の現場溶接接合など下記以外のものについては、別途考慮するものとする。</p>	断面（掘削幅×床付深さ）	再掘削延長	露出させる配管の仮復旧断面に同じ	第14-2表、第14-3表及び第14-4表を標準とする	
断面（掘削幅×床付深さ）	再掘削延長					
露出させる配管の仮復旧断面に同じ	第14-2表、第14-3表及び第14-4表を標準とする					

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
----	------------	------------

実務必携の改定
に伴い追加

・表 14-2(ダクタイル鋳鉄管) (1箇所当たり)

継手種別	呼び径 (mm)	再掘削延長 (mm)	配管露出延長 (mm)
GX 形継手	75~250	1300	550
	300、400	1350	550
NS 形継手	75、100	1250	500
	150、200	1300	550
	250	1350	600
	300~450	1400	600
	500、600	1550	750
	700~1000	1600	750
NS 形(E 種)継手	75~150	1300	550
S50 形継手	50	1200	450
K 形継手	75	1000	350
	100~200	1050	400
	300~700	1100	400
	800~1500	1250	550
	1600~2400	1300	550
	2600	1350	550
T 形継手	75~150	1100	450
	200、250	1150	450
S 形継手	1100~2000	1600	750
	2100~2600	1650	750
UF 形継手	800~2200	1100	350
	2400	1150	350
	2600	1200	350

・表14-3 (ポリエチレン管) (1箇所当たり)

継手種別	呼び径 (mm)	再掘削延長 (mm)	配管露出延長 (mm)
融着	50、75、100	1150	500
	150	1200	550
	200	1250	550
メカニカル継手	50、75、100	1050	300
	150、200	1100	350

備考

改正 (令和 3 年 4 月)

現行 (令和 2 年 4 月)

実務必携の改定
に伴い追加

・表14-4 (硬質塩化ビニル管) (1箇所当たり)

継手種別	呼び径 (mm)	再掘削延長 (mm)	配管露出延長 (mm)
TS	50~150	800	200
	200	900	250
RR	50~150	1000	300
	200~300	1100	350
RR ロング	50~75	1150	400
	100	1200	450
	150~200	1250	450

(3) 数量の算定

再掘削数量は、1箇所当たりの数量×再掘削箇所数とする。なお、日進量は現場状況等を勘案して決定する。

ア 1箇所当たり数量

土工（掘削積込、運搬、処分及び埋戻共通）

= 掘削幅 × (床付深さ - 仮舗装厚) × 再掘削延長 - 管体積

舗装（掘削積込、運搬、処分及び復旧共通）

= 掘削幅 × 再掘削延長

土留延長（側面及び両側m）

= 再掘削延長

イ 再掘削箇所数

再掘削箇所数

= 該当口径ごとの布設延長 ÷ 日進量

(4) その他

土質、埋設物、土留方法、継手方法、接合方法、その他条件により上記の再掘削延長により難しい場合は、個別協議によるものとする。